年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（千葉県担当部会）
令和7年5月 15 日答申分

○答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　1件

厚生年金保険関係　　1件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　2件

国 民 年 金 関 係　　1件

厚生年金保険関係　　1件

厚生局受付番号　：　関東信越（千葉）（受）第2400578号
厚生局事案番号　：　関東信越（千葉）（厚）第2500002号

第１　結論

１　請求者のＡ社における標準賞与額を、平成15年７月10日は8,000円、同年12月10日は17万円、平成16年12月10日は20万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年７月10日、同年12月10日及び平成16年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年７月10日、同年12月10日及び平成16年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

２　請求者のＡ社における平成15年７月10日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成15年７月10日の標準賞与額（上記１の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

３　その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和44年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成15年７月
②　平成15年12月
③　平成16年３月
④　平成16年12月
⑤　平成17年３月
⑥　平成18年３月

平成15年１月に、トライアル雇用として、Ａ社で勤務し、同年４月から無期雇用となった。毎年７月及び12月に賞与、３月には決算賞与が現金で支給されたが、標準賞与額の記録がな

いので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①、②及び④について、Ａ社の事業主であったＢ氏（以下「元事業主」という。）から提出された給料台帳（以下「給料台帳」という。）によると、請求者は、Ａ社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①、②及び④の賞与支払年月日については、元事業主の回答により、請求期間①は平成15年７月10日、請求期間②は同年12月10日、請求期間④は平成16年12月10日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び④の標準賞与額については、給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年７月10日は8,000円、同年12月10日は17万円、平成16年12月10日は20万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成15年７月10日、同年12月10日及び平成16年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについては、元事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

２　請求期間①について、給料台帳によると、賞与額に見合う標準賞与額は、上記１の訂正後の標準賞与額より高額であることが認められる。

したがって、平成15年７月10日の標準賞与額については、給料台帳により確認できる賞与額から10万円とすることが必要である。

なお、平成15年７月10日の標準賞与額（上記１の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

３　請求期間③、⑤及び⑥について、元事業主は、平成16年３月、平成17年３月及び平成18年３月に賞与はなかった旨回答しているところ、給料台帳により、当該期間に係る賞与の支払を確認することができない。

また、給料台帳により、特別手当として、平成16年３月及び平成17年３月に４万円、平成18年３月に５万円が請求者の月例給与に加えて支払われていることが確認できるものの、当

該特別手当に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間③、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（千葉）（受）第2400580号
厚生局事案番号　：　関東信越（千葉）（国）第2500001号

第１　結論

平成元年６月１日から平成６年２月 16 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和40年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成元年６月１日から平成６年２月16日まで

私は、Ａ社を退職した後に、Ｂ市で厚生年金保険から国民年金の切替手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、年払いで納付していたはずである。請求期間について、国民年金に未加入の期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、請求期間に、Ｂ市で厚生年金保険から国民年金の切替手続を行い、請求期間の国民年金保険料を年払いで納付したと主張しているが、Ｂ市国民年金担当課は、保存期限経過のため、請求者に係る国民年金の被保険者記録及び国民年金保険料の納付記録はない旨回答している。

また、請求者は、請求期間当時の年金手帳を紛失し所持していないため、年金手帳の国民年金に係る記載内容を確認することができない上、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付額等の記憶が明確ではないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

さらに、オンライン記録により、請求者は、昭和63年４月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより同日で国民年金被保険者資格を喪失し、その後、平成27年３月16日に国民年金の被保険者資格を再取得していることが確認できることから、請求者の請求期間に係る国民年金の再加入手続は行われておらず、当該期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（千葉）（受）第2400582号
厚生局事案番号　：　関東信越（千葉）（厚）第2500003号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和47年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成27年３月２日から令和元年６月22日まで

請求期間について、ねんきん定期便で確認した標準報酬月額よりも多くの給与の支払い（265千円から350千円）を受けていたので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間の大半について、請求者から提出された預金通帳により確認できる振込額から推認した税引き前の給与額は、オンライン記録（220千円）を上回っているものと推認できる。

しかしながら、請求期間について、請求者及び同僚は、Ａ社から給与支払明細書を受け取ったことはなかった旨陳述及び回答している上、事業主から陳述及び回答を得ることができないことから、請求期間に係る月々の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票（平成27年分から平成30年分まで）により確認できる各年の社会保険料額と、オンライン記録（220千円）を報酬月額とみなして推計した各年の社会保険料額とを比較したところ、ほぼ同額であることが認められる。

さらに、同僚からは、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。